

# 令和7年度 税制改正大綱 ～所得税～

令和7年度税制改正大綱が公表されました。その改正内容のうち、所得税の改正の概要についてお知らせいたします。

## <所得課税>

### 1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

#### <国税>

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。

一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。

こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が増えれば、控除額も増加する。

しかしながら、最低保障額が適用される収入である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げる。

また、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。

このため、19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みを導入する。

さらに、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行の基礎控除と同額の48万円を、基礎控除の引上げを踏まえ、58万円とする。

以上については、源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年から適用する。

#### (1) 基礎控除

① 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。

② 上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。

イ 合計所得金額が2,350万円以下である個人 58万円

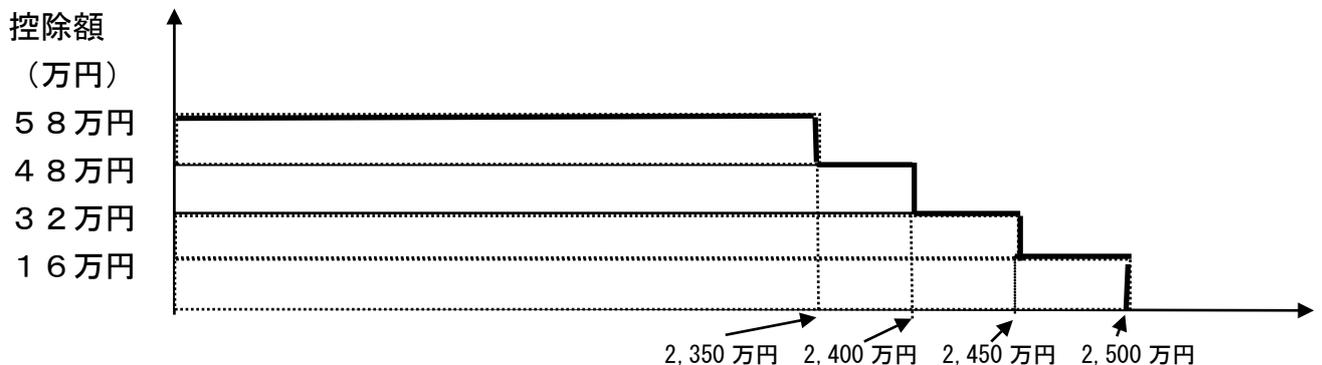
ロ 合計所得金額が2,350万円を超え2,400万円以下である個人 48万円

ハ 合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である個人 32万円

ニ 合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である個人 16万円

(注1) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。

(注2) 上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。）の支払者から還付等をするための措置も講じられます。



#### (2) 給与所得控除

① 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げられます。

② 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講じられます。

(注) 上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用する。

なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

### (3) 特定親族特別控除（仮称）

- ① 居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58 万円超 85 万円以下	63 万円
85 万円超 90 万円以下	61 万円
90 万円超 95 万円以下	51 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

- ② 上記①の控除については、控除額が一定額以上の場合には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できることとされます。

- ③ その他所要の措置を講ずる。

（注）上記①の改正は令和 7 年分以後の所得税について、上記②の改正は令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について、それぞれ適用されます。

なお、給与所得者については令和 7 年分の年末調整において適用できることとするほか、所要の経過措置を講ずる。

### (4) 上記（1）から（3）までの見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。  
② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。  
③ 勤労学生の合計所得金額要件を 85 万円以下（現行：75 万円以下）に引き上げる。  
④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を 65 万円（現行：55 万円）に引き上げる。  
⑤ その他所要の措置を講ずる。  
（注）上記の改正は、令和 7 年分以後の所得税について適用されます。

### <地方税>

個人住民税については、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件の引上げについて対応することとし、令和 8 年度分の個人住民税から適用する。

### (1) 給与所得控除

給与所得控除について、55 万円の最低保障額を 65 万円に引き上げる。

### (2) 特定親族特別控除（仮称）

- ① 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58 万円超 95 万円以下	45 万円
95 万円超 100 万円以下	41 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円
105 万円超 110 万円以下	21 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

- ② その他所要の措置を講ずる。

### (3) 所得税における（2）から（4）までの見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。  
② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引き上げる。  
③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を 85 万円以下（現行：75 万円以下）に引き上げる。  
④ その他所要の措置を講ずる。  
（注）上記の改正は、令和 8 年度分以後の個人住民税について適用する。